

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 22 日 (水) 第 397 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表観光・文化スポーツ部の表1の項の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則 (※) (国際交流課取扱い) 1

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 5

教育委員会教育長告示

- 教育職員検定基準の一部改正 (※) (教職員課取扱い) 5

公安委員会規則

- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 5

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 6

規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表観光・文化スポーツ部の表1の項の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第7号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表観光・文化スポーツ部の表1の項の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表観光・文化スポーツ部の表1の項の規則で定める事務を定める規則(平成19年鹿児島県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「、渡航先の追加若しくは査証欄の増補」を「若しくは渡航先の追加」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市本名町6121番，6122番2，6122番3，6139番2，6139番3，6145番1，6146番から6148番まで，6149番2，6149番4，6149番28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
太陽薬局	志布志市志布志町志布志1364番地11	令和 5 年 3 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社コトノハ	熊毛郡南種子町中之上1830番地37	訪問看護ステーションことの葉	熊毛郡南種子町中之下1863番地47	令和 5 年 3 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 5 年 3 月 22 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	岩本開聞線	指宿市新西方字見ヶ田平 2662番1地先内	前	18.8~20.1	18.4
			後	19.5~45.5	18.4

鹿児島県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	指宿鹿児島インター線	鹿児島市中山町字四方次郎 太272番1地先から273番1 地先まで	前	52.2~56.8	30.0
			後	52.2~70.3	30.0

鹿児島県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	指宿鹿児島インター線	鹿児島市中山町字四方次郎太272番1地先から273番1地先まで	令和5年3月22日

鹿児島県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	長浜手打港線	薩摩川内市下甕町長浜字小 鹿倉1094番地先内	前	8.0~16.0	19.1
			後	11.5~16.0	19.1
		薩摩川内市下甕町長浜字田 代777番3地先から同市下 甕町長浜字西平776番3地 先まで	前	8.5~20.8	123.9
			後	10.7~24.2	123.9

	薩摩川内市下甑町瀬々野浦 字赤落シ1351番3地先から 同市下甑町瀬々野浦字松板 1262番1地先まで	前 後	9.8～13.4 11.7～16.1	21.0 21.0
	薩摩川内市下甑町瀬々野浦 字松板1262番1地先から 1249番地先まで	前 後	6.8～9.8 11.0～21.0	99.2 99.2
	薩摩川内市下甑町瀬々野浦 字松板1243番4地先内	前 後	10.1～19.2 10.9～19.2	6.7 6.7

鹿児島県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	長浜手打港線	薩摩川内市下甑町長浜字小鹿倉1094番地先内	令和5年 3月22日
		薩摩川内市下甑町長浜字田代777番3地先から同市下甑町長浜字西平776番3地先まで	
		薩摩川内市下甑町瀬々野浦字赤落シ1351番3地先から同市下甑町瀬々野浦字松板1262番1地先まで	
		薩摩川内市下甑町瀬々野浦字松板1262番1地先から1249番地先まで	
		薩摩川内市下甑町瀬々野浦字松板1243番4地先内	

鹿児島県告示第255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成29年3月17日鹿児島県告示第307号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち中福良4地区に係る区域の指定は、廃止する。

令和5年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
中福良4地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市小野四丁目1651番
	2号 3号	鹿児島市小野四丁目1672番3
	4号	鹿児島市小野四丁目1673番2
	5号	鹿児島市小野四丁目1674番3
	6号	鹿児島市小野四丁目1616番1
	7号	鹿児島市小野四丁目1616番5
	8号	鹿児島市小野四丁目1616番2
	9号	鹿児島市小野四丁目1619番3

10号	鹿児島市小野四丁目1633番
11号	鹿児島市小野四丁目1636番

鹿児島県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

徳之島町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 徳之島都市計画下水道事業

(2) 名称 徳之島町公共下水道

3 事業施行期間

平成17年12月28日から令和10年3月31日まで（変更前令和5年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成18年1月13日鹿児島県告示第100号、平成19年11月9日鹿児島県告示第1687号、平成25年12月27日鹿児島県告示第1266号及び平成30年3月30日鹿児島県告示第408号の事業地のうち大字亀津字蔵越、字能周、字今開、字峯窪、字上当、字新町、字金毘羅山、字間、字上当原、字中当原及び字混岸地内において事業地を変更し、同事業地に大字亀津字阿屋目堂、字本端、字名田、字満久里、字川田、字志田、字美代願山、字南塔、字麦穂峯、字池、字江籠及び字志日渡を加える。

教育委員会教育長告示**鹿児島県教育委員会教育長告示第2号**

昭和36年11月13日鹿児島県教育委員会教育長告示第9号（教育職員検定基準）の一部を次のように改正し、令和5年3月22日から施行する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

7の2を次のように改める。

2 学力及び実務の検定

学力及び実務の検定は、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であることを明らかにする書類及び推薦書によつて行ない、次のいずれかに該当するものを合格とする。

(1) 学校又はそれに類する教育施設において教科に関する授業に携わつた経験が概ね1学期間以上にわたる者

(2) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業、その他の法人（社団法人、財団法人又はNPO法人等）又は外国にある教育施設等におけるもの）が概ね3年以上ある者

(3) (1)(2)に掲げる者のほか、教科に関する優れた知識経験等（外国の教員資格、教科に関する専門的な知識経験若しくは技能を有すると認められる資格、修士号等の学位又は各種競技会、コンクール若しくは展覧会等における実績等）を有する者

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鏝 野 孝 清

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 9 号

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 (昭 和 59 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 30 条 の 見 出 し を 「 (銃 器 等 犯 罪 捜 査 等 作 業 手 当) 」 に 改 め、 同 条 第 1 項 中 「 銃 器 犯 罪 捜 査 等 作 業 手 当 」 を 「 銃 器 等 犯 罪 捜 査 等 作 業 手 当 」 に 改 め、 同 条 第 2 項 中 「 銃 器 」 を 「 銃 器 等 又 は 銃 器 等 と 思 料 さ れ る も の 」 に 改 め、 同 条 第 3 項 中 「 銃 器 犯 罪 捜 査 等 作 業 手 当 」 を 「 銃 器 等 犯 罪 捜 査 等 作 業 手 当 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る。

令和 5 年 3 月 22 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 2 号

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 (平 成 18 年 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 助 産 料 の 項 中 「 157,000 円 」 を 「 163,000 円 」 に、 「 145,000 円 」 を 「 151,000 円 」 に、 「 174,000 円 」 を 「 180,000 円 」 に、 「 162,000 円 」 を 「 168,000 円 」 に、 「 178,000 円 」 を 「 184,000 円 」 に、 「 166,000 円 」 を 「 172,000 円 」 に 改 め、 同 表 入 院 室 加 算 料 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

入院室加算料	助産に係るもの	<p>県民健康プラザ鹿屋医療センター 1日につき5,340円。ただし、北側の特別室については、1日につき3,010円</p> <p>県立大島病院 1日につき5,560円。 ただし、4階の西側の特別室については1日につき4,610円、7階の南側の特別室については1日につき3,190円</p> <p>県立薩南病院 特別室A 1日につき7,000円。特別室B 1日につき4,000円。特別室C 1日につき3,000円。特別室D 1日につき2,000円。</p>
	その他のもの	<p>県民健康プラザ鹿屋医療センター 1日につき5,870円。ただし、北側の特別室については、1日につき3,310円</p> <p>県立大島病院 1日につき6,110円。 ただし、4階の西側の特別室については1日につき5,060円、7階の南側の特別室については1日につき3,500円</p>

		県立薩南病院 特別室A 1日につき7,700円。特別室B 1日につき4,400円。特別室C 1日につき3,300円。特別室D 1日につき2,200円。 県立北薩病院 1日につき5,230円
--	--	---

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 入院室加算料を徴すべき室に入院した場合であっても、院長の特別な指示によるときは、入院室加算料は徴しない。
- 2 入院室加算料の項中、特別室A、B、C及びDの区分は、室の構造設備を勘案して、院長が管理者の承認を得て定める。

附 則

この規程は、鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鹿児島県条例第30号）附則の規則で定める日から施行する。ただし、別表助産料の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。